

募集案内例（新規任用）

岡崎市会計年度任用職員（女性相談員）採用選考募集案内

令和2年度に採用するパートタイム会計年度任用職員（女性相談員）の選考を次のとおり実施します。

1 募集する職

職の名称	パートタイム会計年度任用職員（女性相談員）
職務内容	DV被害者をはじめとする悩みや問題を抱える女性に対し、面接及び電話による相談を行い、必要な助言・支援などを行う。
募集人数	1人
応募要件	次の条件を満たしている人 ・ 社会福祉士・臨床心理士・公認心理師・認定心理士、心理カウンセラーなど心理学の資格を有する人 ・ パソコン（Word, Excel）の操作ができる人

※ 地方公務員法第16条に定められている欠格条項に該当する人は、応募できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 応募時点で岡崎市の職員として任用されている人又は「2 任期」に掲げる任期中に岡崎市の職員として任用される予定の人は、応募できません。ただし、次のいずれかに該当する人は応募できます。

- ・ 応募時点で岡崎市の職員として任用されている人で、「2 任期」に掲げる任期までに任期が満了する予定のもの
- ・ 任用されている又は任用される予定の岡崎市の職員としての勤務時間が、募集する職の勤務時間と合わせて1日当たり7時間45分未満かつ週当たり38時間45分未満の人

2 任期

随時 ～ 令和3年3月31日

（任用の日から原則1月の間は条件付採用期間となります。）

※ 任期が満了した後の任期の更新の取扱いは地方公務員法の定めのとおり

3 勤務場所

岡崎市役所及び図書館交流プラザ

4 勤務時間等

(1) 始業、終業の時刻

交替制等勤務として、次の勤務時間の組み合わせによる。

午前 8 時 30 分 ～ 午後 4 時 15 分

午前 9 時 30 分 ～ 午後 5 時 15 分

(2) 休憩時間

60 分

(3) 週休日

4 週間ごとの期間につき 1 週間当たり所属長が定める 8 日

(4) 休日

祝日法による休日及び年末年始(12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで)

※ ただし、交代制等勤務であるため休日に勤務命ずる場合があります。
この場合、他の勤務日に代休日を指定します。

(5) 所定時間外勤務 有

※ ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合で、公務の運営に著しい支障が生ずると任命権者が認めるときに限る。

5 給与等

(1) 給与

ア 報酬

月額 167,845 円

イ 期末手当

有 ※ ただし、任期が 6 月未満の場合は無

(2) 費用弁償

通勤距離が片道 2 キロメートル以上の場合、通勤手段に応じて費用弁償を支給

※ その他の給与等の決定、計算、締切り及び支払いの時期については、岡崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等のとおり

6 加入保険等

(1) 雇用保険

加入あり

(2) 健康保険及び厚生年金

加入あり

(3) 災害補償

岡崎市非常勤職員公務災害補償等条例又は労働者災害補償保険法に基づく補償の適用あり

7 応募方法

次の書類を作成し「9 問合せ先」へ持参又は郵送で提出してください。

(1) 岡崎市会計年度任用職員採用選考申込書兼履歴書

(2) 岡崎市会計年度任用職員採用選考用作文用紙

(3) 社会福祉士・臨床心理士・公認心理師・認定心理士、心理カウンセラーなど心理学の資格を有している人は、資格取得を証明する書類の写し

※ 提出書類は一切お返しできません。

※ 持参する場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

8 選考方法及び選考結果

(1) 選考方法

面接及び提出いただいた作文により選考します。面接については、次のとおりです。

日時：随時

場所：岡崎市役所 こども部家庭児童課（東庁舎1階）

※ 詳細は、後日担当者から連絡します。

(2) 選考結果

選考結果は、合格・不合格を問わず本人宛に通知します。

9 問合せ先

444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市役所 こども部家庭児童課（東庁舎1階）

電話：(0564) 23-7935（直通）

F A X：(0564) 23-6833

※ 勤務条件等は、採用されるまでの給与関係及び勤務時間関係の条例・規則等の改正により、変更となる場合があります。